

砂川市規則第12号  
令和8年3月23日

砂川市病院事業管理者の給料額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

砂川市病院事業管理者の給料額に関する規則の一部を改正する規則

砂川市病院事業管理者の給料額に関する規則（平成26年規則第38号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,216,400円」を「1,125,500円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。